

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p>【職務上年金部門】</p> <p>【総論】</p> <p>統合後に発生した労働災害に係る給付については、労災保険法に基づき、額の算定、支給日数、併給調整等を行うこととし、従来の船員保険と差額等が生じる場合は、その存続の必要性を検討し、存続させる場合には独自に支給する仕組みを検討すべきではないか。</p> <p>【給付の基礎となる金額】</p> <p>1 給付の基礎となる日額（又は月額）については、一般制度と同様に給付基礎日額（労働基準法第12条で定める方法により計算された平均賃金）とするか、標準報酬とするか、失業部門、職務上疾病部門も含めた検討が必要ではないか。</p> <p>【障害年金（障害（補償）年金又は傷病（補償）年金）】</p> <p>2 船員保険の障害年金と労災保険の障害（補償）年金では、労災保険の支給日数に合わせてはどうか。</p>	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険制度の枠外で独自給付を行う場合、全国健康保険協会か、その他の公法人か、いずれの主体が給付を行うのか。また、その際に独自給付に係る保険関係はどうなるのか。 → 法人の形態に関しては、現在、未確定である。 ・ 健康保険を扱う公法人で職務上の上乘せ給付を行うことは可能なのか。 → 健康保険法その他の法整理は必要だが、理論上無理ということはない。 <p>1 現行の標準報酬方式を維持すべきではないか。給付基礎日額を用いた場合とどのように違ってくるかを示すべき。</p> <p>支給月数と日数に大きな差がなくとも、船員保険の標準報酬と労災の平均賃金には違いがあり、年齢階層別の上限に大きな差が生じるのではないか。</p> <p>→ どのくらい差が出るか示したいと考えている。ただし、給付の基礎の前提として、労災保険制度に合わせた給付基礎日額を使用することも念頭に置くべき。</p> <p>2 支給開始から1年6ヶ月を経過した場合、労災保険の場合は障害年金が職権適用されるが、船員保険の場合は傷病年金の支給を被保険者が請求することとされている。このような違いをどう整理するのか。</p>	<p>1 現行の標準報酬方式を維持すべきではないか。給付基礎日額を用いた場合とどのように違ってくるかを示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船員労働においては、長期の労働時間と長期の休暇という特殊性があることに留意すべき。 		

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p>【障害手当金（障害（補償）一時金）】</p> <p>3 船員保険の障害手当金と労災保険の障害（補償）一時金では、労災保険の支給額を上回る場合には、その差額は独自に支給する仕組みが必要ではないか。</p> <p>4 障害前払一時金（障害（補償）年金前払一時金）については、本来、年金で支給すべき給付について、請求者の選択により一時金として支払うものであり、労災保険の取扱いにあわせてはどうか。</p> <p>【遺族一時金（遺族（補償）一時金）】</p> <p>5 船員保険の遺族一時金と労災保険の遺族（補償）一時金では、労災保険の支給額を上回る場合には、その差額は独自に支給する仕組みが必要ではないか。</p> <p>【積立不足の償却】</p> <p>6 積立金の考え方を労災保険に合わせた場合の積立不足については、現行の制度において不足額の圧縮等の措置を図った上で、早期に全額償却する方法について、検討し確定すべきではないか。</p>	<p>4 船員保険から一般制度に移行することにより、弾力性が狭まるのではないか。 → 船保の場合、支給額は標準報酬月額25～48月分、6ヶ月単位の選択となるが、労災は給付基礎日額の560～1340日分、200日単位の選択となる。</p> <p>5 当該被保険者により生計を維持している受給資格者が1人の場合の支給日数について、船員保険と一般制度とで大きな差があるのではないか。 → 生計維持2人以上の場合は差がほとんどないため、生計維持1人の場合も、労災保険の支給日数に合わせるという整理をしている。</p> <p>6・過去債務分については、労災保険制度との統合後に新たに加入した海運業者等も同様の保険料率で負担することとなるのか。 → 加入の時期に関わりなく、同じ保険集団の中で同じ水準の料率を負担してもらうこととなると考えている。 ・積立金の償却の議論に際して、現行の制度に於いて福祉施設の見直しの議論を絡めるべきではない。</p> <p>【その他】</p> <p>・ 長期給付等の時効の取扱いについて船員保険と労災保険とで差があ</p>	<p>6・船員保険の充足賦課方式への移行に伴う過去発生債務の償却率は、一般制度と同様（0.1%）とすべき。 ・積立不足の原因は船員保険の加入者数が減少したことによるが、その減少分が直接又は間接的に一般制度に流れたことを考えると、積立不足をすべて船主側で償却するには不公平感がある。</p> <p>【その他】</p> <p>・ 過去発生債務に対する積立相当額、平成16～17年に各年度32%、</p>	<p>6 過去の厚生年金の例だけでなく、三公社の労災への統合の例も含めてスキームを検討するべきなのではないか。</p> <p>6・厚生年金への統合の際には償却額は出身母体が償却しているが、なぜ労災についても同様の考え方を取り得ないのか疑問。 ・平成元年の充足賦課方式への転換と異なり、今回は別の保険集団の統合であるため、他の制度において発生した債務を一般制度の事業主が負うのは適当でない。</p>	<p>3 統合後は、一般制度と同じ給付率とすべきではないか。</p>

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
	<p>るが、今後どう取り扱うのか。 → 実際の運用の在り方に照らして検討したいと考えている。</p>	<p>更に平成元年～平成 15 年まで各年度約 20%程度の積立相当額を実行した。一般産業に比べ、多額の支払いを実施してきた。</p> <p>日本の社会構造の変化として一般陸上産業でも応分の負担をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金の統合に於いては、厚生年金第 3 種被保険者と同等額を積み立てたのであって、公平な負荷であった。今回についても一般産業と同等の負荷にしていだきたい。 ・ 海運事業者において船員以外の陸上従業員は一般労災に加入しており、他産業で発生した労災を共同で償却している。ところが同じ会社の船員については共同償却の対象とされていない。 ・ 雇用保険の料率については現在の給付に必要となる負荷率をはるかに超える陸上雇用保険の料率を適用するとの考え方が示された。 ・ 項目によって高い料率だけを適用することは公平感に欠ける。 ・ 積立不足額の償却については、過去に三公社民営化に際して、その共済制度の一般制度への統合に当たって行われた様々な支援策に倣って、陸上労災が過去に積立不足の際に行った様に、全業種が共同負担するような救済策を講じられるべき。 		

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p>【職務外疾病部門】</p> <p>【傷病手当金】</p> <p>1 傷病手当金の待期期間（3日間）については、一般制度においては設定されていることから同様に設けることとしてはどうか。</p> <p>その場合、現在は労使折半の負担により給付を行っているが、「海員の疾病、傷痕又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約（第55号）」において、職務上・外に関わらず船舶所有者は船員が疾病又は傷病により労務不能の場合には、給料の全部又は一部を支払わなければならないこととされていることから、待期期間（3日間）については、船舶所有者のみの負担により、独自に給付する仕組みが必要となることについてどのように考えるか。</p> <p>2 傷病手当金の支給期間は3年とされているが、ILO条約においても26週又は180日とされており、また、療養開始から1年6月経過した日において障害が残っている場合には障害厚生年金が支給されることから、一般制度と同様に支給期間を1年6月としてはどうか。</p> <p>3 傷病手当金は、療養中の生活保障を行うものであるという給付の性格にかんがみ、一般制度と同様に、賃金が支払われている際は支給額を調整することが適当ではないか。また、その場合、乗船中の給付制限の規定について見直す必要があるのではないか。</p>	<p>(職務外疾病部門全体について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務外疾病部門については、健康保険と統合せず、独立した制度として残るのであるから、そもそも制度の内容を変える必要はないのではないか。 <p>2・現在、船員保険と健康保険で支給期間が異なっている理由を明確にすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給期間を1年6月にしたときに、ILO条約との実質的同等性が損なわれないのかを確認すべき。 <p>3 生活保障を担保できるというが、障害手当金や障害厚生年金3級程度の水準では、生活保障の担保にはほど遠いのではないか。</p>	<p>1 待期期間を設けるとしても、その期間に係る給付の負担は今ままでおりの労使折半のままでよいのではないか。</p>	<p>1 職務外疾病については健康保険（一般制度）に合わせる必要は必ずしもなく、労使の合意のもと決定すればよいのではないか。</p>	

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p>【運営主体】</p> <p>4 運営する公法人については、事務の効率性、事務コストの軽減等を考慮した場合、一般制度である健康保険を運営する全国健康保険協会でも運営することも選択肢の一つであるが、独自の公法人で運営することについても検討が必要ではないか。</p> <p>いずれの場合においても、適用・徴収については、健康保険と同様に年金運営主体で厚生年金と一体的に実施することとしてはどうか。</p>		<p>4・運営の効率性を重視すべき。一般管理費等の運営コストを示してもらいたい。</p> <p>・効率的な運営を維持するためにどのような給付が必要であるかも見えてくるのではないか。</p>	<p>4・運営主体については、全国健康保険協会が保険者として実施する方法と独自の公法人が運営する方法との2とおりが考えられるが、独自の公法人が運営することが望ましいのではないか。</p> <p>・独自の公法人が運営主体となり、全国健康保険協会に実務を委託するという方法も考えられるのではないか。</p>	<p>4・独自の給付体系を維持するのであれば、独自の運営主体を持つことが有力な選択肢ではないか。</p> <p>・保険者による保健事業の義務化について、船員グループとしての実施もありうるのではないか。</p>

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p>〔福祉事業部門〕</p> <p>【船員保険の福祉事業と労働福祉事業に関する論点】</p> <p>1 就学等援護費の支給、整形外科療養の実施、未払賃金立替払いについては、労働福祉事業における同様の事業の範囲で、船員も対象とすることとしてはどうか。</p> <p>2 船員災害防止協会で行っている事業について、労働福祉事業を財源とすることについて、どう考えるか。 なお、労働福祉事業は、行政改革推進法の規定も踏まえ、現在、廃止も含めた見直しが行われることに留意が必要。</p> <p>【船員保険の福祉事業と雇用保険三事業に関する論点】</p> <p>3 移転費については、雇用保険では給付費として支給しており、一般制度に合わせることで問題はないのではないか。</p>	<p>(福祉事業全体について)</p> <p>・労災保険制度及び雇用保険制度との統合後も、現行どおり続けるべき。</p> <p>・</p> <p>1 船員保険の福祉事業と労働福祉事業との違いがあるのか。 → 就学援護費、未払賃金立替については同じ支給水準だが、整形外科療養については若干の違い。</p> <p>2 船員災害防止事業は船員災害防止のための事業を行っており、また、船員雇用促進事業についても、船員に対する技能訓練等の事業を実施している。 いずれの事業もすぐに結果が現れるものではないが、長い目で見れば不可欠なものである。 それぞれ、船員の独自事業として引き続き実施すべきではないか。</p> <p>3 通学が不可能で寮に入って職業訓練を受けるような場合、交通費も含めて移転費の給付がなされるのか。 → 移転費については、公共職業安定所の指示に基づいて教育訓練を受ける場合に支給されるものである。船員保険からの統合に当たっては、船員職業安定所に読み替えることとなるであろうが、その受講指示があったということであれば支給されることとなる。</p>	<p>(福祉事業全体について)</p> <p>現状ありきではなく、個々の事業を精査の上、存廃について議論すべきであり、現状維持という前提で考えるべきではない。</p>	<p>(福祉事業全体について)</p> <p>船員の独自性を強調されると、一般事業との連帯感が損なわれるのではないか。</p>	

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p>【公法人で実施する福祉事業に関する論点】</p> <p>4 無線医療センターの運営や洋上救急医療援護事業については、船員に対する職務上の疾病・負傷に対する援護事業であるが、船員独自の事業であることから、公法人の事業として実施することとしてはどうか。</p> <p>5 労働福祉事業及び雇用保険三事業で実施できない事業については、その必要性を精査した上で公法人の事業として実施することとしてはどうか。</p> <p>【福祉施設等に関する論点】</p> <p>6 福祉施設等については、別途、船員保険事業運営懇談会の場で議論することとしてはどうか。</p> <p>【その他】</p> <p>7 国が行っている補助事業については、事業の見直しを行い縮小していくことが求められており、関連する法令の差異に留意しつつ、船員災害防止協会に対する補助及び日本船員福利雇用促進センターに対する補助についても、事業の見直しが必要ではないか。</p>	<p>5・現在、労働福祉事業及び雇用保険三事業について見直しが行われている中で、財源を三事業に移すことには不安がある。</p> <p>・仮に福祉事業を労災保険制度及び雇用保険制度に統合した場合、船員を対象とした福祉事業の必要性等の評価を労災保険制度及び雇用保険制度のそれと同一の枠組みで行うのには無理があるのではないかと。</p> <p>→ 財源の整理は重要な問題だが、事業の重要性もかんがみて検討することが必要。</p>	<p>4 無線医療センターの運営や洋上救急医療援護事業については、国の事業として実施すべきものではないか。</p> <p>→ いずれも必要なものであるが、実施主体については、この場で議論すべきと考えている。</p>		
				<p>7 福祉事業を再検討するに当たって、事業の評価や実施している団体の財務状況等検討材料を提示してもらった上で検討すべき。</p>